住所　大阪市生野区中川東１丁目６番８号
　権峰子　昭和54年２月16日生
住所　東京都新宿区若松町36番17号
　林孝敬　昭和50年９月３日生
住所　岡山市南区並木町２丁目８番17号
　チェリル・トキ・タン　昭和51年８月４日生
　アレクサ・ジータ・トキ・タン　平成14年３月20日生
住所　山口県岩国市桜木２丁目５番18号
　チェルシィ・ヴィアンカ・トキ・タン　平成20年２月19日生
住所　東京都中野区上鷺宮１丁目24番27号
　孫慶市　昭和57年11月16日生
住所　東京都世田谷区代沢４丁目５番15号
　玄憲子　昭和58年３月15日生
住所　東京都立川市高松町３丁目２番６号
　季靖富　昭和57年４月７日生
住所　東京都八王子市元本郷町３丁目25番27号
　金用善　昭和48年５月14日生
　劉玉蘭　昭和48年10月19日生
　金美仙　平成12年10月３日生
　金美温　平成15年２月28日生
住所　徳島市沖浜町東畑621番地２
　カルメリタ・パレハ・オリタニ　昭和38年10月28日生
住所　岡山市北区下伊福上町５番４号
　金在潤　昭和11年８月26日生
　金高雄　昭和43年６月２日生
住所　千葉市花見川区幕張本郷７丁目９番17号
　金秀一　昭和40年３月５日生
住所　山口県防府市清水町15番９号
　宋智恵子　昭和49年７月26日生
住所　滋賀県甲賀市水口町下山802番地263
　鄭正典　昭和59年12月31日生
住所　茨城県神栖市砂山1014番地443
　マーク・クナナン　昭和56年５月12日生
住所　京都府八幡市男山笹谷６番地
　金昭子　昭和24年12月２日生
住所　愛知県豊田市井上町５丁目108番地３
　呉末博　昭和23年12月８日生
　朴永子　昭和28年４月18日生
　呉康之　昭和52年３月28日生
住所　名古屋市瑞穂区瑞穂通７丁目１番地
　崔才美　昭和54年12月９日生
　朴優基　平成23年３月２日生
　朴悠徳　平成25年９月９日生
住所　愛知県豊川市伊奈町佐脇原415番地299
　李栄子　昭和22年１月28日生
住所　愛知県刈谷市東刈谷町２丁目８番地11
　林直樹　昭和62年７月10日生
住所　和歌山市小松原６丁目１番55号
　申明秀　平成３年４月18日生
住所　大阪市此花区伝法４丁目７番９号
　柳友梨香　平成４年12月２日生
住所　大阪市天王寺区上本町６丁目２番35―804号
　朴明洙　昭和58年３月５日生
住所　大阪市生野区巽北１丁目４番７号
　金洋司　昭和52年10月６日生
住所　大阪市城東区東中浜３丁目２番５号
　玄信枝　昭和37年８月２日生
　韓翔平　平成10年７月23日生
　韓美空　平成12年７月13日生
住所　大阪市東成区神路４丁目６番４号
　金慶姫　昭和40年９月７日生
　玄遼祐　平成６年９月27日生
　玄裕貴　平成９年１月21日生
住所　大阪府東大阪市荒川３丁目16番８号
　金美佐江　昭和36年９月20日生
　彭航平　平成８年12月９日生
住所　大阪府大東市北新町７番401号
　于宝強　昭和55年１月13日生
　劉丹丹　昭和58年８月24日生
　于子鎣　平成15年８月15日生
　于子博　平成21年11月21日生
　于子童　平成26年７月20日生
住所　堺市堺区少林寺町西２丁１番24号
　李寿代　昭和36年１月23日生
住所　大阪府吹田市泉町４丁目15番20号
　趙龍樹　昭和51年２月７日生
住所　大阪市生野区林寺４丁目15番３号
　辛弘美　昭和60年10月４日生
　辛美有紀　昭和62年10月20日生
住所　堺市堺区榎元町５丁10番15―２号
　王悠可　平成21年９月１日生

○外務省告示第百五十八号

一　昭和三十六年四月十八日にウィーンで作成された「外交関係に関するウィーン条約」の締約国につき、平成二十九年三月二十四日現在で、次のとおり追加があった（平成十九年十一月二十九日外務省告示第六百五十一号よりの追加）。

締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
ベリーズ	平成十二年十一月三十日	平成十二年十二月三十日
セントクリストファー・ネーヴィス	平成二十二年七月六日	平成二十二年八月五日
ガンビア共和国	平成二十五年三月二十八日	平成二十五年四月二十七日
ブルネイ・ダルサラーム国	平成二十五年五月二十四日	平成二十五年六月二十三日
アンティグア・バーブーダ	平成二十九年二月十七日	平成二十九年三月十九日

二　次に掲げる各国の政府は、前記の条約を承継する旨を、それぞれ、その国名に対応する日に国際連合事務総長に通告した。

スロベニア共和国　平成四年七月六日
マケドニア旧ユーゴスラビア共和国　平成五年八月十八日
ボスニア・ヘルツェゴビナ　平成五年九月一日
セルビア共和国　平成十三年三月十二日
平成二十九年四月二十七日　外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百五十九号

平成二十九年三月三十一日にニューデリーで、円借款の供与に関する次の三の書簡の交換がインド政府との間に行われた。
平成二十九年四月二十七日　外務大臣　岸田　文雄

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　千四百四十七億九千五百万円（一四四、七九五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、ムンバイ湾横断道路建設計画（第一期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、ムンバイ大都市圏開発公社（以下「借入人」という。）に供与されることになる。

2　(1)　借款は、借入人とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、十年の据置期間の後二十年とする。

(b)　年間の利子率は、六箇月の貸出しに適用される適用可能なロンドン銀行間取引金利に〇・一パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用される場合には、当該一部に係る利子率は、年〇・〇一パーセントとする。

(e)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後十年とする。

(2)　(1)に規定する借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。